**平成２９年（フ）第１６６２号**
埼玉県川口市元郷６丁目17番７号　アミューズメント21元郷101号
債務者　伊藤　靖幸
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１６７２号**
埼玉県上尾市大字上404番地１　しらこばと団地35―102
債務者　草野　芳子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第６５７号**
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野547番地７
債務者　梅若　周平
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第６８７号**
埼玉県三郷市早稲田７丁目８番地２号棟203号
債務者　本郷真由美（旧姓池元）
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第７１６号**
埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松１丁目９番２―302号
債務者　青木　照子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第１８０号**
広島県福山市瀬戸町大字山北187番地　高橋アパート
債務者　中西加代子
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２９年（フ）第１４４号**
青森県上北郡横浜町字三保野178番地３
債務者　平田　利香
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１８９号**
青森市旭町３丁目11番17号　浜中方
債務者　村上　久枝
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２１８号**
神奈川県横須賀市富士見町３丁目39番地25
債務者　小島美由紀
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２９年（フ）第２２６号**
神奈川県横須賀市衣笠栄町１丁目34番地３　コーポサカエ201
債務者　中川　　圭
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２９年（フ）第２３６号**
神奈川県横須賀市津久井２丁目24番27―301号
債務者　山崎　　宏
1　決定年月日時　平成29年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２９年（フ）第１０６号**
山口市黒川81番地２　ゆめの里くろかわ
債務者　金山　和弘
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１７０４号**
名古屋市千種区希望ケ丘１丁目３番６―305号（北希望荘）、従前の住所名古屋市千種区星ケ丘１丁目23番地の４　アーバンラフレ星ケ丘９―1002号
債務者　金山　恭子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１９６７号**
名古屋市緑区武路町3007番地の２　ヒルトップ・ヴィラ205号
債務者　渡邊　武志
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１８９３号**
名古屋市守山区瀬古２丁目306番地　瀬古団地３棟501号、従前の住所名古屋市北区西味鋺５丁目703番地
債務者　伊藤　伸治
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１９４６号**
名古屋市北区上飯田南町５丁目71番地　サウスタウン上飯田２Ａ号
債務者　石川　富子
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部